

## 湯河原町公共工事の前払金に関する規則の一部を改正する規則新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
<p>(前払金)</p> <p>第2条 町長は、前条に規定する公共工事のうち契約金額が1件300万円以上のものに限り必要と認めるものについては、<u>5,000万円を限度として当該契約金額の3割</u>(土木建築に関する工事(土木建築に関する工事の設計、調査及び土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造並びに測量を除く。))については、当該契約金額の4割)を超えない範囲において請負人に前金払をすることができる。</p> <p>2 町長は、前項の規定により前金払をした工事であって、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)附則第3条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当するものについては、<u>2,500万円を限度として当該契約金額の2割</u>を超えない範囲において請負人に既にした前金払に追加して中間前金払をすることができる。</p> <p>3 町長は、<u>前2項の規定にかかわらず工事の性質上、特に必要と認められた場合は、限度額を引き上げることができる。</u></p>	<p>(前払金)</p> <p>第2条 町長は、前条に規定する公共工事のうち契約金額が1件300万円以上のものに限り必要と認めるものについては、当該契約金額の3割(土木建築に関する工事(土木建築に関する工事の設計、調査及び土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造並びに測量を除く。))については、当該契約金額の4割)を超えない範囲において請負人に前金払をすることができる。</p> <p>2 町長は、前項の規定により前金払をした工事であって、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)附則第3条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当するものについては、当該契約金額の2割を超えない範囲において請負人に既にした前金払に追加して中間前金払をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和8年2月13日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2 この規則による改正後の湯河原町公共工事の前払金に関する規則の規定は、令和8年2月13日以後に行う公告又は通知により執行する公共工事について適用し、令和8年2月12日までに行った公告又は通知により執行する公共</p>	<p>削る</p>

現 行	改 正 後	備 考
	工事については、なお従前の例による。	